

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案要綱

第一 私立学校教職員共済法の一部改正

一 私立学校教職員共済制度の退職等年金給付として、退職年金、職務障害年金及び職務遺族年金を設けること。（第二十条関係）

二 退職等年金給付の支給要件及び額の算定方法等については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用することとし、必要な読替えを行うこと。（第二十五条関係）

第二 日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正

一 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、その業務として私立学校教職員共済法に規定する退職等年金給付を行うこと。（第二十三条関係）

二 事業団は、退職等年金給付の業務に係る経理については他の業務に係る経理と区分し、勘定を設けて整理すること。（第三十三条関係）

第三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日（平成二十七年

十月一日)において、同法による改正前の私立学校教職員共済法(以下「改正前私学共済法」という。)による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前私学共済法による職域加算額に相当する給付を支給すること。(附則第七十八条関係)

第四 その他

その他関係規定の整備を行うこと。

第五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年十月一日から施行すること。(附則第一条関係)

(参考)

私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給要件、額の算定方法等については、別途今国会に提出される国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案による改正後の国家公務員共済組合法の関係規定を準用することとしており、その概要は、次のとおりである。

一 退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、有期退職年金の支給期間は二十年又は十年とするこ

と。

二 退職年金は、一年以上の引き続き加入者期間を有する六十五歳以上の退職者に支給するほか、六十歳以上の退職者は支給の繰上げを請求できることとする事。

三 退職年金の額は、給付算定基礎額（標準報酬月額及び標準賞与額に付与率を乗じて得た額に基準利率による利子を加えた額の総額をいう。）を年金現価率で除して得た金額とすること。

四 有期退職年金に代えて一時金の支給を受けることができることとする事。

五 一年以上の引き続き加入者期間を有する者が死亡した場合、遺族に対して有期退職年金のうち未支給期間分に相当する額の一時金の支給を行う事。

六 職務障害年金及び職務遺族年金について、その受給権者及び給付水準等を定める事。

七 加入者が公務員の場合における懲戒に相当する事由により解雇されたとき等一定の場合には、給付の制限を行う事。